

第四号議案

令和6年度 旭が丘小学校PTA会則（案）

第一条 【名称及び事務局】

この会は、旭が丘小学校PTA（以下「本会」という。）と称し、事務局を旭が丘小学校に置く。

第二条 【目的】

本会は、児童の安全及び健全な成長と幸せを念願し、人間性を尊重する教育環境を実現させるため、家庭と学校が一体となって努力することを目的とする。

第三条 【会員】

本会の会員は、旭が丘小学校に在籍する児童の保護者、及び本校に勤務する教職員をもって組織する。

第四条 【組織】

1 《本部役員》

本部役員は、会長、副会長、書記、会計、旭小まち協、庶務で構成する。

2 《専門部》

本会には、次の専門部を置く。

- 1) 体育部、広報部、ベルマーク部、保護者部、学年活動部、バレーボール部、おやじ倶楽部
- 2) 上記の部に、部長、副部長、書記を置くこととする。

3 《顧問》

本会には、顧問を置く。

顧問は、学校長と前年度の会長・副会長の中から選出する。

選出方法は、本部役員による役員会の話し合いで決定する。

顧問は、会長の諮問に応じて各会議に出席し、意見を述べることができる。

4 《会計監査》

本会には、会計監査委員を2名置く。

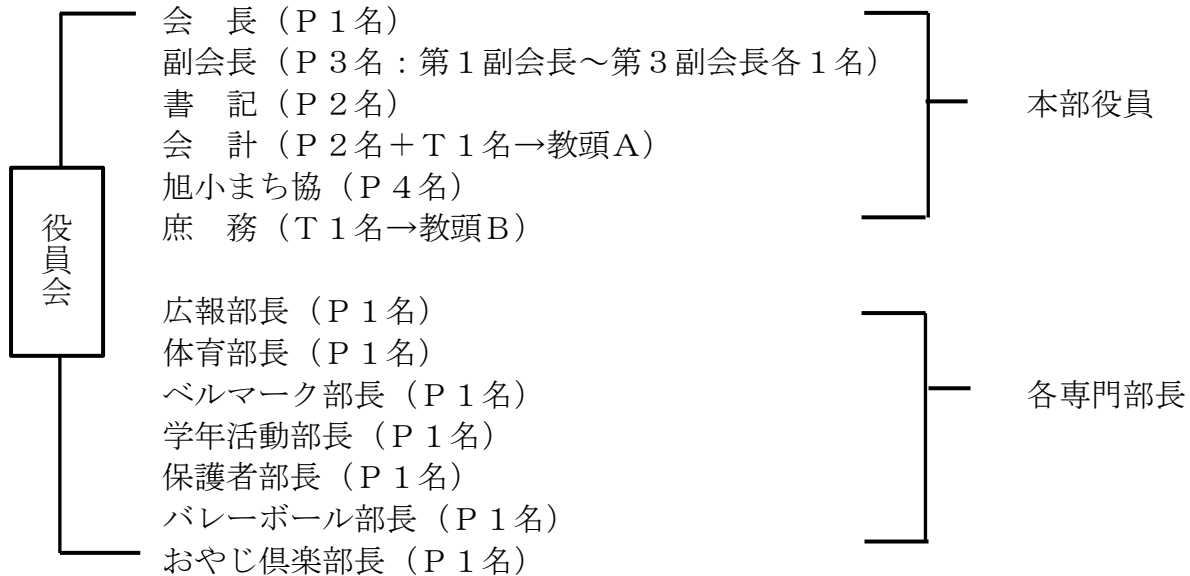
会計監査委員は、原則として前年度会計とする。

会計監査委員の任期は1年とし再任は認めない。

会計監査委員は、9月と4月の2回監査を実施し、総会においてその結果を報告する。

第五条 【役員会】

役員会の構成は、次のようにする。



※なお、市P連への派遣については別途細則で定め、役員会組織には属さない。

第六条 【役員を選出】

- 1 各役員 of 立候補者を募る。
但し、本会の円滑な運営のため、PTA会長への立候補は、過去の会長及び副会長経験者とする。
- 2 立候補者がない場合は、下記の方法により候補者を選出する。
 - 1) 次期会長は、本年度第1副会長が就任する。
(但し、やむを得ない場合は、本部役員による役員会での話し合いで決定する。)
 - 2) 保護者部長は、役員選出後、2月末までに各地区選出の地区委員の中から協議により選出する。
 - 3) バレーボール部長・おやじ倶楽部長は、各部員の中から2月末までに選出する。
 - 4) その他の各専門部長及び本部役員は、2月末までに3年生から5年生の各学年から役員候補者及び補欠を協議により選出する。
 - 5) 役員選出の際には、教職員は同席せず保護者のみで協議することとする。
- 3 上記1, 2で選出した役員は、総会の承認を得て決定する。
- 4 専門部の副部長・書記は、各部委員選出後に、各部の委員の中から協議して選出する。

第七条 【役員任期】

- 1 役員任期は1年とし再任は妨げないが、上限を2年とする。
但し、次期役員が就任するまでは、前任者が代行する。
- 2 各専門部の三役が任期中に転校等、やむを得ず続けられない場合の後任の選出は、各専門部内で協議の上選出する。

第八条 【委員の選出及び任期】

- 1 地区委員（保護者部員）の選出について
 - 1) 各地区単位で細則により選出する。
 - 2) 各地区選出の保護者部員を地区代表にあてる。
- 2 学級委員の選出について
 - 1) 毎年4月末までに、前年度学級委員（学年活動部）が各学級ごとに、4名の委員を選出する。
 - 2) 4名の委員は、学年活動部（1名）、ベルマーク部（1名）、広報部（1名）、体育部（1名）に所属する。
- 3 バレーボール部、おやじ倶楽部の部員の募集について
 - 1) 各部長が、会員より希望者を募集する。
- 4 各委員の任期は1年とし、再任を妨げない。但し、次期委員が就任するまでは、前任者が代行する。

第九条 【役員の仕事】

- 1 会長は、本会を代表し会務を統括する。
会長は、本会を代表して外部団体等の委員会へ参加する。
会長は、本会を代表して市P連の代表者会議へ参加する。
会長は、市P連白子中ブロック会議へ参加する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その仕事を代行する。
副会長は、本部会計事務を行う。
第1副会長は、市P連の総会及び臨時総会へ出席する。
副会長は、PTA役員会の運営（司会・会場手配等）を担当する。
- 3 書記は、本会の文書事務及び会議の記録・保管・整理をする。
- 4 会計は、本会の会計事務全般を行う。
- 5 庶務は、おもに学校関連書類を扱う。
- 6 専門部長は、各部会務を統括する。
- 7 専門部副部長は、部長を補佐し、部長不在のときは、その仕事を代行する。
及び、会計事務を行う。
- 8 専門部書記は、原則として各部の文書事務、会議の記録・保管・整理をする。
- 9 旭小まち協は、旭が丘地区まちづくり協議会に参加する。

第十条 【専門部の仕事】

- 1 広報部
広報紙等を発行し、本会の情報を会員に知らせる。
学級懇談会の情報を各学級の会員に知らせる。
その他、児童の安全に関する広報活動を行う。
- 2 体育部
運動会の運営補助、救急法講習の開催、その他体育的行事等、児童及び会員の体力向上と親睦を図る計画立案をし遂行する。
- 3 ベルマーク部
ベルマークの収集と整理にあたる。
- 4 保護者部
登下校時及び校外生活の安全に関する活動等の計画立案をし遂行する。
各地区の保護者連絡網を確立する。
各地区の地域住民と保護者の連携を図る。

- 5 学年活動部
学級毎に懇談会の開催を計画立案し、保護者の懇親を図る。
役員候補、学級委員の選出の統括。
家庭教育学級の講座を開講し、児童の健全育成のため、保護者の教養を高める活動を推進する。
- 6 バレーボール部
部員及び会員の体力の向上と親睦を図る。
各体育的行事への協力を行う。
- 7 おやじ倶楽部
父親及び教職員同志の情報交換をして親睦を深め、各種行事への協力を目的とする。

第十一条 【機関会議】

本会の活動を推進するため、次の会議をもつ。

- 1 総会
 - 1) 本会の最高議決機関で、毎年4月に開催し、役員・活動予算等重要事項の審議承認を行う。
 - 2) 委任状を含む会員過半数の出席により成立し、議決は多数決による。
 - 3) 臨時総会は、必要に応じて会長が召集する。
- 2 役員会
会長が必要に応じて召集し、会務の遂行にあたる。
- 3 専門部会
所属の部員をもって構成し、各部の任務遂行にあたり、必要に応じて各部の部長が召集する。
- 4 常任委員会
 - 1) 総会につぐ議決機関で、本部役員、各専門部三役と教職員代表をもって構成する。
 - 2) 会長が必要に応じて召集する。

第十二条 【会計】

- 1 本会の経費は、会費及び事業収益等をもってこれにあてる。
- 2 本会の会費は年間2,400円とし、前期と後期の2回に分けて徴収する。但し、前納会費は返却しない。
- 3 本会の会員は、同一世帯を1会員とする。
- 4 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 5 役員・委員がPTA活動のため、校区外へ自家用車や公共交通機関を利用して移動した場合で会長が認めた場合に限り、旅費を支給することができる。なお、詳細規程は細則で定める。

第十三条 【弔辞規定】

次の弔辞規定を設ける。

- 1 適用範囲は、会員及び在籍児童とする。
- 2 死亡の際には、香料5,000円及び生花一基を贈る。

第十四条 【会則の改廃】

本会則の改廃は、総会の3分の2以上の賛成によるものとする。但し、委任状を含む。

第十五条 【 細 則 】

本会則に定めない事項について、役員会は別に細則を定めることができる。
但し、次期総会又は臨時総会で承認を得るものとする。

第十六条 【 附 則 】

この会則は平成22年4月21日より実施する。

令和2年1月22日一部改定

令和4年3月24日一部改定